

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。

令和8年7月6日

坂井市長 池田 禎孝

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 社会資本整備総合交付金事業 消雪設備機械電気設備工事
(2) 工事場所 坂井市 春江町為国 地係
(3) 工事概要 設計書に記載
(4) 完成期限 令和8年12月25日 まで
(5) 設計額 33,700,000 円(消費税および地方消費税相当分を除く)
(6) 入札方式 制限付き一般競争電子入札[事後審査型]
(7) 最低制限価格 設定有り
(8) 入札保証金 免除
(9) 契約保証金 請負金額の100分の10以上
(10) その他 本工事は、「坂井市建設工事における完全週休2日等実施要領」における週休2日対象工事である。

2 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市役所 財務部 監理課(北棟2階)
電話番号 0776-50-3021(直通)

3 入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類	機械器具設置工事
JVにあつてはその構成員数	—
業種等級	単体またはJV ・令和7、8年度の坂井市競争入札参加資格者名簿において「機械器具設置工事」および「電気工事」に登録されており、かつ下記の①から④のいずれかの条件を満たしている者であること。 ①坂井市内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所をいう。)を有する者は、機械器具設置工事を第1～3希望としており、最新(審査基準日が事後審査関係書類の提出日から1年7か月以内のもの)の経営事項審査結果(法第27条の23第1項の審査をいう。)において、機械器具設置工事の総合評定値が700点以上であること。 ②坂井市内に営業所を有する者は、機械器具設置工事を第1～3希望としており、最新の経営事項審査結果において、機械器具設置工事の総合評定値が800点以上であること。 ③福井県内に主たる営業所を有する者は、機械器具設置工事を第1希望としており、最新の経営事項審査結果において、機械器具設置工事の総合評定値が900点以上であること。 ④福井県内に営業所を有する者は、機械器具設置工事を第1希望としており、最新の経営事項審査結果において、機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上であること。 ・地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 ・申請書の提出期間の末日において、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。 ・申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。 ・入札参加資格確認申請書提出期限の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから5年以上継続して建設業を営んでいる者であること。
代表者	—
構成員	—
営業所の所在地	福井県内に主たる営業所または営業所を有する者であること。
配置予定技術者	・法第26条第1項に規定する主任技術者をこの工事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が4,500万円(建築一式工事の場合は、9,000万円)以上となる場合には専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。 ・機械総合技術監理(機械)等の資格を有する者であること。 ・契約締結日以前3か月以上「直接的かつ恒常的な雇用関係」であり、経營業務管理責任者および専任技術者でない者であること。
その他	坂井市HP【電子入札共通事項】を参照すること。

4 入札参加資格確認申請時の提出資料 *すべて電子入札システムにより電送

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号の2)
- (2) 入札参加資格確認資料
 - ① 同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)
—コリンズの工事カルテ、契約書の写しを添付
 - ② 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)
資格者証等の写し、自社と3か月以上の雇用関係を確認するための資料(健康保険証の写し等)
 - ③ 誓約書(様式第6号)
 - ④ 最新(審査基準日が事後審査関係書類の提出日から1年7か月以内のもの)の経営事項審査結果通知書の写し

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
設計図書等の閲覧期間	令和8年7月6日(月) 8時30分 から 令和8年7月21日(火) 16時00分 まで	電子閲覧とする
設計図書等に関する質疑の受付	令和8年7月6日(月) 8時30分 から 令和8年7月13日(月) 12時00分 まで	【電子入札共通事項】のとおり
質疑の回答の閲覧	令和8年7月14日(火) 9時00分 から 令和8年7月21日(火) 16時00分 まで	【電子入札共通事項】のとおり
入札期間	令和8年7月17日(金) 8時30分 から 令和8年7月21日(火) 16時00分 まで	【電子入札共通事項】のとおり
工事費内訳書の提出	入札期間と同じ	【電子入札共通事項】のとおり
開札日時	令和8年7月22日(水) 9時05分	電子入札システムによる
入札参加資格確認申請書等の提出期間(事後審査)	令和8年7月23日(木) 8時30分 から 17時00分 まで 令和8年7月24日(金) 8時30分 から 12時00分 まで	【電子入札共通事項】のとおり

6 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に入札参加資格確認申請書の提出を求め、入札参加資格の確認後にその結果を別途通知する。

7 設計図書等の閲覧

この工事の設計図書等は、入札情報サービスシステムにより提供する。上記閲覧期間中に同システムによる閲覧が確認できない場合は、その者のした入札は無効とする。なお印刷された設計図書等の閲覧・配布は行わない。

8 工事費内訳書の提出

工事費内訳書は、入札情報サービスシステムに添付されているExcel様式により提出すること。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。その後、落札候補者の入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定する。

10 支払条件

前払金額及び中間前払金額は、別に定める範囲内の額とする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札心得(電子入札用)、坂井市工事請負契約約款等を熟読し、これらを遵守すること。また、入札に必要な事項については、坂井市HPに掲載されているので必ず確認すること。
- (2) 公告に指定されている様式は坂井市HP(「事業者向け」→(入札・契約・検査)「電子入札」→(電子入札)「坂井市電子入札情報」参照)からダウンロードすること。